

令和2年8月7日

## 特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該業者の業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に対する業務禁止命令（6か月）について

- 消費者庁は、健康食品等を販売する通信販売業者である株式会社 wonder（ワンダー）（本店所在地：栃木県宇都宮市）（以下「同社」といいます。）に対し、令和2年8月6日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、令和2年8月7日から令和3年2月6日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、同社の業務の遂行に主導的な役割を果たしている江頭竜輔に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和2年8月7日から令和3年2月6日までの6か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社 wonder（ワンダー）  
（法人番号：2060001031136）
- (2) 本店所在地：栃木県宇都宮市屋板町1096番地
- (3) 代 表 者：代表取締役 三品 考史（みしな たかし）
- (4) 設 立：平成30年11月30日
- (5) 資 本 金：300万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：健康食品（ダイエットサプリメント）

- 2 特定商取引法の規定に該当する行為  
顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為  
(特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第16条第1項第2号)
  
- 3 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、江頭竜輔に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙1)

## 株式会社wonderに対する行政処分の概要

### 1 事業概要

株式会社wonder（ワンダー）（以下「同社」という。）は、同社の運営する「WONDER STORE」と称するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「麴まるごと贅沢青汁」と称する健康食品（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品の販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

### 2 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

同社は、令和2年8月7日から令和3年2月6日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

#### (2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第1項第2号の規定に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 同社は、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するときは、同社の行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

#### 4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

##### ○ 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第2号）

同社は、遅くとも令和2年4月16日以降、別添資料1から3までのとおり、本件ウェブサイトにおける、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）の申込みとなる電子計算機の実行を行う当該申込みの最終段階の画面（以下「本件最終確認画面」という。）上において、本件定期購入契約の主な内容である契約期間について、購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限の契約である旨を明記せず、また、本件定期購入契約の主な内容である解約条件について、本件最終確認画面のうち、「特定商取引に関する法律」というリンク表示（以下「本件リンク表示」という。）から遷移する「特定商取引に関する法律に基づく表記」と称するページにおいて、「■定期購入のご解約について」との項目の下、「次回お届けの14日前までにご連絡ください。」、「原則次回お届けの14日前までにご連絡ください。」又は「次回以降の解約をご希望の場合、受け取った商品の発送日から14日以内にご連絡ください。」などと記載しているものの、当該ページにおける表示を除いては、本件最終確認画面に解約条件を表示していない上、本件リンク表示を、本件定期購入契約の申込みを完了させるボタンより下に、同ボタンに記載された文字及び初回の合計金額が表示された部分等と比して小さくかつ目立たない色調で表示することにより、当該ページに解約条件が記載されることが容易に認識できないようにし、もって、本件ウェブサイトにおいて本件商品に係る電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係るパソコンやスマートフォン等の電子計算機の実行を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていない。

## 江頭 竜輔に対する行政処分の概要

### 1 名宛人

江頭 竜輔 (えがしら りゅうすけ) (以下「同人」という。)

### 2 処分の内容

令和2年8月7日から令和3年2月6日までの間、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社wonder(以下「同社」という。)に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者(特定商取引法第15条の2第1項に規定する役員)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。